

今回のテーマ：法定相続情報証明制度の創設

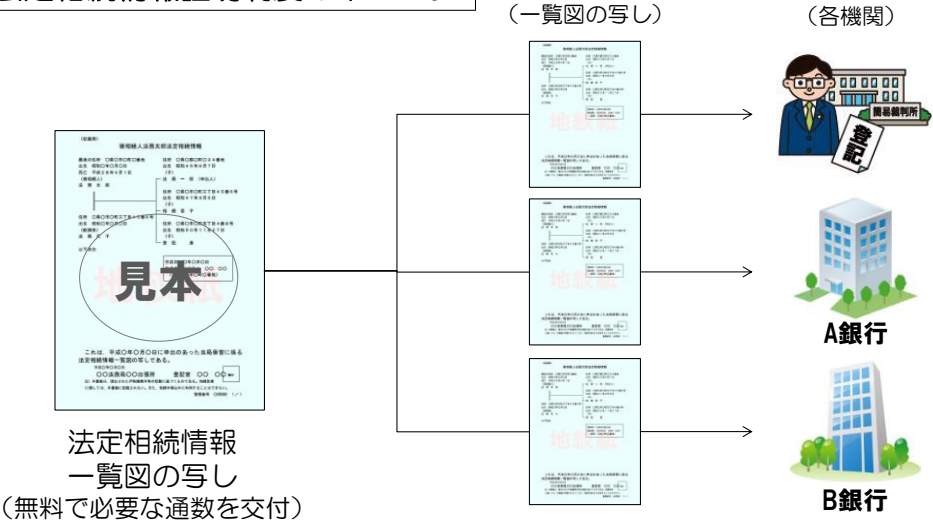
本年 5 月 29 日から「法定相続情報証明制度」のサービスが開始されました。
 この制度を利用することで、相続登記を含む各種相続手続きで戸籍謄本一式の提出が省略できます。

＜従来＞

相続手続きにおいて、従来はお亡くなりになられた方の戸籍謄本等の束を、各金融機関や登記所（法務局）などの相続手続きを取り扱う各種窓口にて、その都度提出する必要がありました。

＜新制度＞

法定相続情報証明制度のイメージ



新制度では、戸籍謄本等の束と併せて、相続関係を一覧に表した図を登記所に提出すれば、「法定相続情報一覧図の写し」を必要な数だけ無料で交付してもらえ、各機関にその写しを提出することで戸籍謄本等の束は不要となります。

相続手続きがいくつもある場合、手続きが同時に進められ、時間短縮になるというメリットがあります。

(注) 相続手続きに必要な書類は各機関で異なりますので、事前に各機関に確認する必要があります。

時間がなく、戸籍の収集や相続人の一覧図の作成が面倒な場合には、司法書士や税理士などの専門家に依頼することもできます。